

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令について

平成 27 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

山村振興法第 14 条、離島振興法第 20 条、水源地域対策特別措置法第 13 条（以下、水特法）、半島振興法第 17 条、奄美群島振興開発特別措置法第 38 条（以下、奄美法）、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条（以下、過疎法）、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 10 条（原発法）に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置が行われる場合等を定める 7 省令について、適用期間の延長等を行うものである。

2. 主な改正内容

○適用期限の延長

（山村振興法、離島振興法、水特法、半島振興法、奄美法、過疎法、原発法に基づく 7 省令）

平成 27 年 3 月 31 日 → 平成 29 年 3 月 31 日

（※水特法については、平成 26 年度までに指定された水源地域に限る。）

○山村振興法に基づく省令

・対象業種等の見直し

法改正により地域資源を活用する製造業、農林水産物等販売業を行う事業者に変更されることを踏まえ、所要の規定を整備

・取得価額要件の見直し

資本金に応じて 500 万円又は 1,000 万円以上

（※資本金 1 億円以上の事業者を除く。）

・財政力要件の見直し

都道府県 財政力指数 0.47 未満

市町村 財政力指数 0.49 未満

○半島振興法に基づく省令

・対象業種の見直し

法改正により情報サービス業等、農林水産物等販売業が追加されることを踏まえ、所要の規定を整備

○離島振興法に基づく省令

・対象業種の見直し

農林水産物等販売業を追加

3. 施行期日（予定）

平成 27 年 4 月 1 日